

社会福祉法人 心泉学園 定款細則

定款第10条の権限の下、以下の定款細則を設ける。

① 報酬・・・なし（評議員会、役員会等会議出席のみの場合）

② 往復の車代として・・・一律 10,000円

③ その他の基準

評議員及び理事・監事旅費等別表

鉄道賃	船 賃	空 賃	日 当	食事代	宿泊料
実 費	実 費	実 費	5,000~	2,000	~15,000

但し、職員である理事が業務として動向する場合はこの限りではない。

（「職員旅費規程」に基づき支給）

（参考）

第8条

評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる

2 評議員には、費用を弁償することができる

第21条

理事及び監事に対して、勤務実態に即して評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。